

本願寺史料研究所報

第 4 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル
龍谷大学大富学舎図書館内

電 話 ○七五一三四三一三三一一
内線 (四二二)

発行人 所長 千葉 乗 隆
発行日 一九九二年三月三一日

『史料研究ノート』

教如と顯如の和解をめぐる誓詞について

— 本願寺教団における誓詞の一齣 —

大喜直彦

小稿では、この父子の和解に至るまでに作成された五通の誓詞を紹介しながら、今まであまり知られていないかった和解に至るまでの過程の一端をみてみたい（註一）（左略系図参照）。

本願寺一世

顯如

教如

（大谷派一二世 永禄元年生）

永禄七年生）

=

顯尊

（興正寺一七世 永禄七年生）

如春

准如

（本願寺派一二世 天正五年生）

織田信長との石山合戦も終わりに近づいた頃、本願寺一世顯如は、朝廷の斡旋もあり、信長との和睦を決意する。教

顯如は、朝廷の斡旋もあり、一旦退城を決意するが、信長に「表裏」

如も、父顯如に従い一旦退城を決意するが、信長に「表裏」有りとして、再び籠城を決意する。これによって父子の対立は決定的となり、顯如は教如を義絶し、天正八年（一五八〇）四月石山本願寺を退城し、紀伊鷲森に下った。一方、教如は主張どおり籠城を続けたが、結果、信長と和睦し、同年八月退城する。しかし、父子は容易に和解せず、和解は天正一〇年までまたなければならなかつた。

ここで誓詞についての簡単な説明をしておこう。誓詞とは、いわゆる起請文のことである。起請文とは、「宣誓書の一種で宣誓の内容は絶対に間違いない、もしそれが誤であつたら（すなわち宣誓が破られた場合には）、神仏などの呪術的な力によつて、自分は罰を受けるであろうという意味の文言を付した宣誓書」（註二）である。起請文の構成上、宣誓（約束確言）の部分を前書といい、自分は罰を

受けるであろうという部分を神文（罰文）という（註三）。本願寺では、史料上、起請文という言葉を用い、誓詞と称すのが一般的であるので、ここでは本願寺教団のものをさす場合には誓詞という言葉を用いておく。

起請文は、およそ一二世紀後半頃よりみられる。その書式をあげれば次の如くである（註四）。

敬白起請文前書之事

一 今度信長御不慮ニ付而、無比類御覺悟持、頼敷存候
条、別而入魂申上者、表裏抜公事、御身上見放申間
敷事

（二ヶ条略）

（以下、那智滝宝印ノ裏ニ記ス）

――――――（紙継目、裏花押有）――――――

右条々、若偽於在之者、

梵天・帝釈・四大天王、惣日本國中大小神祇・八

幡大菩薩・天満大自在天神、殊愛宕・白山・氏神

御罰、深重可罷蒙者也、仍起請文如件

羽柴筑前守

天正拾年七月十一日

秀吉（血判花押）

長岡兵部太輔殿
長岡与一殿

これは豊臣秀吉が、長岡（細川）藤孝・忠興へ提出した

起請文であるが、「敬白起請文前書之事」よりはじまる一

紙目が約束確言部分である前書であり、二紙目の「右条々、

若偽於在之者」より以降が神仏勸進・呪咀部分である神文

（罰文）である（厳格な罰文には、このように牛玉宝印に記したり、血判を据えたりすることがよく行なわれる）。

このような誓詞は、調べてみれば、本願寺教団においても、中世～近世初期にかけて約二百通近くが確認できる。もちろんこれら誓詞は上記の起請文と機能的にも、文書構成的にもほぼ変わることはないものの、研究対象とされたことはほとんどない。小稿で紹介するのはそれら誓詞の一部である（註五）。

次にその五通の誓詞をあげ、各々の説明をしてみたい（註六）。

（史料1）（天正九年）十一月十九日付 本願寺教如誓詞

（縦二六・三cm×横四二・五cm、竪紙）

一 今度之御事、他言有間

數候、もとより御せいしの御

事もおなし御事に候

右之趣、さういにをひてハ、如來

上人の御はつをかうむるへきもの也、
仍如件

十一月十九 教如（花押）

御かさま
(如春)
(參)
まいり

（史料2）（天正九年）十一月二十一日付 本願寺教如誓

詞（縦四四〇cm×横三一八cm、豎紙、楮紙）

一唯今四人ニ申聞候一儀、毛頭
他言申間敷事但左太二ハ誓紙を
させしらずへきかの事

一内ノ之儀、御馳走可有付而ハ、
（誰）たれくいかやう之儀申とも、

同心（間敷）ましき事

一此あと之儀、とかくあやまり候間、

向後ハ御所様御意次第但こう（交）
（幾重）（涉）

の覚悟候条、いくゑにもく御

取成たのミ申事（表裏抜公事）

右之趣、ひよりぬきくし有
間敷候、若此旨偽申おひてハ、
如來上人之御はつをかうむる
へきもの也、仍如件

十一月二十二日

教如（花押）

御（北様、如春）
きたさま

（参）まいり

（誰）たれにも

一（今度）（利）（誰）
（語）もかたり候ましき事

一御（願如）こんはうのうへは、
（願望）（上）いかやうにもなるへき

一（願如）（為）ほどハ、御（取成）ためよきやうに、
（願如）（上）

一（願如）（為）（願如）（上）
御所さまへ御とりなし

申へき事（信、信長）

申ふよりいわれさる事（見放）

申かけ候とも、御ミはなし（間敷）（見放）（誰）（利）
（語）（誰）（利）（誰）（利）

候ましくき。事（其方）（無）

むき、そのはうよりさへ（ママ）

御ちかいなきにおひてハ、
如來上人御はつかうむるへ

（ママ）なり

霜月廿六日

（史料4）（天正九年）十一月二十六日付 如春誓詞草案

（縦一三・〇cm×横三二・八cm、切紙、斐交楮紙）

（史料3）（天正九年）十一月二十六日付 如春誓詞草案

（縦一二・五cm×横二八・五cm、切紙、斐交楮紙）

一（今度）（利）（誰）
（語）（誰）（利）（誰）
（語）（誰）（利）
（願如）（誰）（利）
一御所さまへ、色く御（願如）（願望）（上）

(望) はうのうへハ、(上) すい分く
 なるへきほとハ、いかやうに
 にも、御(為)ためよきやうに
 御(取成)とりなし申へき

(信) よりいはれさる事

申かけ候とも、御(覽)らんし

はなさるまし候候、ひよう

りぬきくし申ましく候、(表裏)

このむき、そのはう

よりさへ御ちかいなき

におひてハ、如来上人

御(罰)つかうむるきなり

霜月廿六日

(新門) しんもの

御(方)かたき
(北方)如春

史料5 天正十年六月二十七日 教如誓詞
(縦二八・八cm×横四五・五cm、豎紙、楮紙)

今度之始末、徒者之申成令同

心事、後悔千万く、今より後者、
 湯にも水にも御所様可為

御詫次第、北御方様之儀同前、

毛頭私曲表裏不可有之候、

日來之仕置存誤之通、宣様

可被申上事肝要也、右之旨、

若偽申者、忝も 如來聖人

可蒙御罰也、仍誓詞如件

天正十年六月廿七日 教如 (花押)

進上 刑部卿法眼 (下賄頼廉)

史料1の宛所は、「御かさま」である。「かさま」とは「かかさま」(または、「かあさま」)と母親如春を指していると思われる。史料2の宛所は、「御きたさま」である。この「きたさま」とは、「北御方」と呼ばれていた如春のことと考えられる。つまり史料1・2は教如から母如春宛の誓詞である。これらは母と子の間で出されたものゆえ、私的性が強く内容が理解しにくい部分も多いが、次に大きな意味を考えてみよう。

史料1の「今度之御事」とは、これだけでは詳しいことはわからないが、「他言申間敷」と教如が誓っているところより、如春との間の秘密の「御事」であつたことはわかる。この「御事」とは史料2をみれば、それが何かが理解できる。この一条目でも教如は「他言有間敷」と誓つており、どうやら史料2は史料1と同じことを指しているようである。そこで史料2の三条目をみれば、「此あと之儀」とかくあやまり候間、向後ハ御所様御意次第」「御取成た

の「ミ申事」とあるように、この「御事」が顯如への和解取成を求めていることがわかる。つまり史料1・2は、教如から如春への和解取成依頼に関する誓詞であつたのである。

史料3・4はほぼ同内容であるが、史料4の方には差出者と宛所が整っているところより、史料3は4の下書（草案）といえよう。また史料4にも、部分的に修正されたところがあるところより、やはり史料4も草案といえよう。差出者は「き」、宛は「しんもの御かた」であるが、「き」とは「北御方」を略したもの、つまり如春であり（註七）、「しんも」とは当時「新門（新門主）」と呼ばれていた教如と考えられる（註八）。つまりこれらは母如春から子教如にだされた誓詞の草案であつたのである。また如春が記した草案ゆえ、これらが西本願寺に伝来したのである（したがつて正文は、当然、教如に渡つてゐるはずである）。内容をみれば、これらは史料1・2に対する如春の返答たる誓詞といえよう。

しかしこの如春の誓詞が教如に手渡るまでには、時間がかかつたようである。それを示す史料が西本願寺に現存する。それは「たれにも」（おそらく如春）宛教如書状であるが、そこには「せいし（誓詞）ま（未）たま（參）いらす候まゝ、御心もど（元）なくそんし候、こなたのせいし（誓詞）（有間敷）すこしもへちきあるましく候」（註九）とあり、教如が「こなたのせいしハ、やりまいらせ」と、自己の誓詞を提出した（おそらく先の史料1・2）ものの、その返答の誓詞のないことを「せいしいまたまいらす」「御心もとなく」

と訴えていることが記されている。ここよりみて教如は、その返答の誓詞のないことをかなりあせつていていたようである。この訴えに応じて提出されたのが史料3・4であろう。また教如があせつていたことは、この書状の追而書の「ふみ、かないこぬまゝ、わけ見へ申ましく候」というところからもよくわかる。

次にこの如春の誓詞をみてみよう。ここでは草案として整つている史料4をとりあげる。一条目は「こんとの中き」を誰にも語らないことを誓つたものである。この「中き」とは何かを考えてみよう。教如と顯如とが和解した時、史料上では「御両所御中なおり」と、両者の間が「御中」と表現される（註一〇）。これより考えて、この場合の「中」も教如と顯如との間をさすものとみて間違いないだろう。「き」はおそらく「利（功）」（働く・口をきく等の意）で、したがつてこの「中き」とは両者の中をとりもつという意と思われる。

二条目は顯如への「御とりなし」を約していいる条であることはいうまでもないが、注目すべきは三条目である。ここでは「信よりいわれさる事申かけ候とも、御らんしはなさるましく候（史料3では「御ミはなし候ましく」と表現している）」と誓つている。史料3では「信」を「のぶ」と讀んでいる。このように教如について「いわれさる事」と讀んでいる。このように教如について「いわれさる事」（おそらく何らかのいいがかりの意であろう）を「申かけ」る「信」とは、石山再籠城で敵対した織田信長以外にはありえないだろう。これは信長が自分のことを「のぶ」と自称していることからも間違ひなかろう（註一一）。つまり、

「申かけ」とは信長からのものであり、如春はここでそのようなことがあっても、「見はなさるましく」と誓つていいのである。ここからわかるように、この時にはまだ信長は生存しており、依然、教如は彼より敵視されていたようである。

彼女の誓詞には、三ヶ条目あとに「このむき、それはうよりさへ御ちかいなきにおひてハ」と条件がついている。これは、「そのはう」（教如）が「御ちかいなき」（御違い無き）史料1・2の誓詞での約束事に違わなかつた場合にのみ、「このむき」は有効である、という意である。これは裏をかえせば、もし教如が「御ちか」つた場合には、如春の誓つた「このむき」も無効である、という意となる。つまり、この一文は、如春の教如による誓詞破りへの予防策であつたのである。彼女は教如と諸々を約した誓詞を取り交したが、教如が提出した誓詞を一方的に破ることは当然ありえることであつた。しかしそうなつても、彼女の提出した誓詞は無効になつたわけではなく、依然、有効性を保持したままである。したがつて彼女は誓詞で約した事を実行しなければならないことになる（もし彼女も誓詞を破れば、彼女は「如来上人御はつかうむる」ことになろう）。彼女はこのような教如の誓詞破りを想定して、先の一文を誓詞に入れたのである。つまりこの一文は、彼女が教如に対し、依然、疑義を抱いていたことを示すものと同時に、また彼女が「如来上人御はつ」の存在（効力）を信じていたことをも示すものである。

さらに彼女の誓詞には興味深い点がある。それは罰文である。ここでいう誓詞の罰文とは「如来上人御はつ」以降からに他なかろう。このことは、彼女がやはり「如来上人御はつ」の存在（効力）を信じていたことを示すものとい

をさしている。またそれ以前が起請文でいう前書部分にちたる。そこで史料3・4の罰文に注目してみよう。史料3の罰文は「如来上人御はつかうむるへ^(ママ)なり」、史料4は「如来上人御はつかうむるきなり」である。この罰文は「へ^(ママ)なり」「きなり」と、本来「へきなり」とすべきところ、やや罰文が不完全で、文意がとおらない状態となつてている。この二通の誓詞は、先述した通り草案であるゆえ、文章の削除・挿入により罰文が不完全となつたと考えれば何ら不思議はない。しかし、いくら草案といつても、「如來上人御はつかうむるへ^(ママ)なり」（註一二）というお定まりの文言を、わざわざ「へ^(ママ)なり」「きなり」と間違えるであろうか。ましてや史料4は差出者と宛所まで整つた形をとつてているのに、罰文のみこのような状態はあまりにも不自然である。つまりこれらの罰文は、草案ゆえ不完全なのでなく、むしろ意図的に不完全な文言にしたと考えるべきであるということである。

もしそうだとしたら、何故、彼女はこのようない完全な罰文としたのであろうか。罰文が不完全で、文意がとおらないということは、簡単に考えれば、誓詞の罰文が未成立ということであり、それはとりもなをさず、罰文の効力が発生しないということである。これを逆に考えれば、たとえ草案といえども、一旦、罰文を完成させてしまえば、その時点での罰文の効力が発するということである。つまり如春が不完全な罰文としたのは、かかる効力発生を警戒したからに他なかろう。このことは、彼女がやはり「如来上人御はつ」の存在（効力）を信じていたことを示すものとい

えよう。

草案と思われる誓詞に、やはり罰文が不完全ないし記されていないものは、他にある。たとえば、愛知県岡崎市勝鬱寺所蔵「旧高山照蓮寺文書」（註一三）に、草案と思われる二通の誓詞がある。それを一例あげておけば、次のごとくである。

一対貴方、毛頭不可疎略存、
弥入魂可申事

（中略）

一於何事、貴所御為、惡事
承候者、則可申入事

右之条々

天正十五年 照蓮寺

八月四日 明了

石徹白彦右衛門尉殿

まいる

これは照蓮寺明了が石徹長澄に宛てた誓詞だが、この文書が照蓮寺に所蔵されていたところより（現在は勝鬱寺所蔵だが）、本文書が草案であったことがわかる（また、明了の署名に花押がないことからもそれがいえよう）。この誓詞は前書部分に続く罰文が、「右之条々」とあるのみで、以下が記されておらず空白である。草案といえども、差出者・宛所まで整つていながら、「右之条々」以下が全く空白であるのはあまりにも不自然である。この場合もやはり意図的に罰文を記さなかつたと考える方が自然であろう。つまり如春と同じく、草案の罰文は未完である。このような書式となつたのは、如春の誓詞と同じく、やはり草案と

いえども罰文を完成させれば、その効力が発せられると考えられていたからに他なかろう（残りの一通も同じように罰文は空白である）。

つまりこれら不完全な、文意のとおらない罰文の誓詞は誓詞の効力を実際信じていたことの裏返えしであつたのである。一般的に戦国期には、数多くの起請文が取り交されそれが多く破られている（起請破り）。またこの時期は起請文が完全に形式化する時期でもある。それゆえ起請文の効力（人を呪縛する力）については、かなり低下したと考えるのが一般的である（註一四）。確かにこのことは、妥当で首肯しえる点も多い。しかし小稿で紹介した誓詞草案でみたように、罰文を意図的に不完全にし、罰文の効力が発しないようにしていったことも事実である。つまり確かに誓詞の効力を信じていたことも事実である。したがつて必ずしも誓詞の効力が低下したと考えることは、正しい指摘とはいえないと思われる。やはり戦国期においても、誓詞（起請文）が有効に機能していたことは十分に認めるべきであろう（註一五）。

史料5は、教如と顯如が和解した時に、教如が提出した誓詞で、下間刑部卿頼廉宛である。これにより両者の和解が成立するのだが、この和解成就是「御両所御中なをりの事、任□叡慮之旨、六月廿七日御和平也、女房奉書ナサル也」（註一六）と、朝廷の斡旋によるものといわれ（この朝廷の斡旋は、「興門様より両勅使迄一通ヲ被進、此儀僧正同心難被申候條、為 叡慮被仰出様ニ御申沙汰頼被申トノ趣也」（註一七）と、教如の次弟顯尊の働きによるものである）、またこの年六月二日に信長が本能寺の変で倒

れたことも作用したとも考えられている。しかし、これらは表向きにすぎず、本稿でみてきた水面下での教如と如春母子のやりとりが、大きく作用していたと思われる。

最後にこれら誓詞の作成年代を考えておこう。史料5は年時があり問題はないが、それ以外が問題である。史料1・2・3・4は、すべて十一月付であり、また内容が一連のものであるところより、すべて同一年のものと考えられる。史料3・4で信長がまだ生存していることがわかるゆえ、これら誓詞は、教如と顯如とが対立した天正八年(一五八〇)か、または信長が自殺する同十年の前年、すなわち九年のどちらかの十一月である。もし天正八年十一月とすれば、教如が石山退城してわずか三ヵ月しかたつておらず、この短い期間に母に顯如への取成を頼めたとは考えにくい。したがつて史料1・4は、おそらく信長が自殺する前年の天正九年(一五八一)のものと考えられよう。

四

本願寺教団の誓詞の内、教如と顯如の和解に関するものをみてきた。彼らの和解に至るまでは、実は母如春の働きが大きく作用していたのであつた。教如と顯如との退城をめぐる対立を、当初からの両者の計り事とする説(密計説)(註一八)があるが、以上の教如と如春との誓詞をみれば、そのような説が成り立たないことは明らかであろう。また如春は、顯如が没し、教如が本願寺を繼職した一年後の文禄二年(一五九三)になつて、顯如の譲状を豊臣秀吉に提出し、教如を引退させ、三男准如を繼職させた人物で

もある。彼女がこの交替にふみきつたことには諸々の理由があろうが、これまでみてきた教如と如春のやりとりは、そのような彼女と違つた別な一面を物語つてくれるものであろう。また教団の誓詞は数多く伝来しながら、従来の起請文の研究対象には、ほとんどとりあげられこなかつたのが現状である。小稿はその一部を紹介したにすぎないが、これからは、これら誓詞の研究を従来の起請文研究に位置付けていくことが、教団誓詞の研究にも、起請文の研究にも必要なことであろう。

註

(一) 教如と顯如との対立については、本願寺史料研究所編『本願寺史』第一巻(一九六一、本派本願寺)参考照。

(二) 佐藤進一氏『古文書学入門』(一九七一、法政大学出版)。

(三) 起請文に関する著書は、相田一郎氏『日本の古文書』上・下(一九六九・一九五四、岩波書店)・『日本古文書学の諸問題』(相田一郎著作集I「一九七六、出版」)、日本歴史学会編『概説古文書学』古代・中世(一九八三、吉川弘文館)、入間田宣夫氏『百姓申状と起請文の世界』(一九八六、東京大学出版会)等がある。また論文には、渡辺澄夫氏「中世社寺を中心とせる落書起請に就いて」(『日本古文書学論集』一〇・中世V、一九八七、吉川弘文館)、荻野三七彦氏「落書起請に関する一起請文への理解」(『古文書研究』五、一九七一)、千々和到氏「東大寺文書にみえ

る牛玉宝印」（『南都佛教』三七、一九七七）、黒川直則氏「東寺の起請文と牛玉宝印」（京都府総合資料館編『資料館紀要』八、一九八〇）等がある。

(四) 相田氏註（3）後者の著書。

(五) 本願寺教団の誓詞については、現在研究中であり、いずれ発表するつもりである。また教団の誓詞の研究は、現在、青木忠夫氏「東西分立期の本願寺家臣等誓詞関係文書」（『年報中世史研究』一六、一九九一）があるのみである。

(六) これら史料1～5は、現在、西本願寺に所蔵され

ている。順に整理番号日四12(2)～8、日四11

(6)、日四12(2)～6、日四11(2)、日四11(7)である（以下、西本願寺所蔵史料は、整理番号～と表す）。

(七) 如春が「き」と自称している例は、元龜二年八月十一日付「如春讓状」にみられる（本文書は、本願寺史料研究所編『図録・顯如上人余芳』（一九九〇、本

派本願寺）に写真版で掲載されている（写真番号五九）。

(八) 教如が自身を「しん」「新」（新門主の意と思われる）と称していた例は、西本願寺に所蔵されている彼の書状からうかがえる（「しん」の例は整理番号日四12(1)～27、「新」は整理番号日四12(2)～7）。

(九) 註（8）後者の史料。

(一〇) 「宇野主水日記」（『真宗史料集成』第三卷、一

九七四、同朋舎）。

(一一) 中村直勝氏『日本古文書学』中（一九七四、角川

書店）史料番号一五五四、年月日未詳「織田信長自筆仮名書状」での封紙上書で、信長は自身を「のふ」と表している。

(一二) 本願寺教団の誓詞は、このような罰文が一般的である。

(一三) 本願寺史料研究所所蔵採訪写真ファイル「勝鬘寺文書」（ファイル番号C／ハ－8／2）。また本文書は新編岡崎市史編纂委員会編『新編岡崎市史』史料編

古代・中世（一九八三、同会）に、「勝鬘寺所蔵『旧高山照蓮寺文書』」として翻刻されている。なお本文書は、当初、岐阜高山別院に所蔵されていたが、同寺一八世真了が勝鬘寺に入寺した時、彼が持参したものと考えられている。

(一四) 千々和到氏「中世民衆の意識と思想」（『一揆』四、一九八一、東京大学出版会）参照。

(一五) 斎木一馬氏は、「『起請破り』と『起請返し』」（『日本佛教史学』一一、一九七六）で、罰文の効力について肯定的な見解を提起されておられる。

(一六) 註（一〇）史料。

(一七) 註（一〇）史料。また註（八）前者の史料（「天正十年六月」日未詳「教如書状」）で教如が「こうもし御馳走ちそくにより、ちよくしゆふかんより、どうけんまいり候」と、顕尊の助力により勅使が来訪したと述べているところよりも明らかであろう。

(一八) 辻善之助氏がこの説を提起されている（『日本佛教史』第七卷 近世篇之一「一九五一、岩波書店」）。

また、北西弘氏もこの説をとつておられるようである（千葉乗隆・北西弘編『本願寺文書』「一九七六、柏書房」史料番号五四解説参照）。

『准如様御筆御影御贊御裏書』解題増補

本所報の二号で紹介した『准如様御筆御影御贊御裏書』所収の「二六、御影修復裏書き」に関連する裏書きと文書を見い出したので、二号の解題を補足して置きたい。

茨城県総和町磯部勝願寺善順への修復裏書きの表に描かれていた人物が、次の裏書きで判明する。新潟県長岡市成願寺町蓮光寺（本願寺史料研究所所蔵採訪写真ファイルE二一三二一）に所蔵される裏書きには、次のようにある。

本願寺 稹蓮如（花押）

文明十六歳_辰一月十日

磯部勝願寺元祖

いま一つの関連史料は、善順の法名に関連するものである。西本願寺（星一59-1）（折紙、縦二四・〇、横四・七センチ）に次のような証如自筆の文書が所蔵されている。

明性

慶順

祖父

善祐

順性是ハ慶順ヨリモ
前之由候

親父

善賢

当坊主

善祐祖父同名之間
善順と音之

此外法名不存候由也

二号で紹介した「二六、御影修復裏書き」にも修復裏書きの後に同じ意味の証如の注記がある。

ここに補足した二点の史料を併せて考えると、天文十七年（一五四八）に勝願寺当住の善祐は上山して、祖父善祐が文明十六年（一四八四）二月十日に蓮如より下付された親鸞御影の修復を証如に願い出たが、証如は蓮如下付の親

の注記のみであつたため、御影の種別を判断できなかつたが、親鸞御影であることが判明した。継目以降の証如の修復裏書も二号で紹介した文言・形式と全く同じであり、筆跡も非常によく似ている。筆跡についても二号の解題では「証如期の文書」または「証如の筆である可能性」と、判断を保留していたが、証如の自筆と判断していいであろう。

鸞御影の願主と修復を願い出た善祐が同名であつたため、同一寺院での同法名を不都合として、善祐に勝願寺の歴代を申し出させた。その時の証如の覚書がこの文書であろう。そして、当住「善祐」の法名を、天文十七年五月九日に勝願寺の「通字」になりつつあつた祖父・親父の「善」を含んだ「善順」と改めさせた上で、翌十日に修復裏書を添付して下付した。善順は手許に歴代を示す史料がなく、記憶に頼つて申告したため「順性」の位置が不明確であつたが、「順性」を「慶順」の前にすると法名の一字継承関係がすつきりするので、その事も証如に申告した。証如はそれを請けて「是ハ慶順ヨリモ前之由候」と注記した、というような状況が想定できる。

時代の降る史料であるが、安永年間（一七七二—一八〇）の勝願寺十七代善芸の書写した「下総国葛飾郡郡山郷鸞高山勝願寺縁起」（『本願寺教団史料関東編』一九八八年）により勝願寺の歴代をみると、開基明性の跡に嫡男智光が一時住職し、智光の子供の順性が幼少であつたため姉の如慶が繼職。後に順性に譲り、善忠・慶順・善祐・善賢と次第している。この歴代の内、善忠については勝願寺に明応三年（一四九四）十月廿九日に善順祖父の善祐に下付された善忠真影が所蔵されているので、祖父善祐以前の歴代に善忠がいたことは間違いないと考えられる。さらに、智光・如慶を一時的な住職と考えれば、ほぼ証如の覚書に記された歴代に一致する。法名に関しては大喜直彦氏による精力的な分析（「法名と法名状について」『仏教史学研究』第三四卷第二号、一九九一年）を参照して頂きたいが、この磯部勝願寺の法名継承を見ると、一字継承から「善」と

いう通字に変化した例となる。そのことは中世起源の磯部勝願寺における住職家の成立を考える上で一つの指標になるであろう。また、祖父同名を不都合とする証如の意識と祖父同名の法名を証如が知らずに授与した事を問題としたかた善順の、法名に対する意識の差を示す一例にもなるであろう（二号にある善祐の剃髪について「被号善祐」とあることの理解によつては、実如によつて授与された法名である可能性もある）。

ところで、筆者にはいま一つ気になる点がある。所報発刊の趣旨に則つて、筆者の疑問を記して諸賢の意見を徵したもののが六・八・一二・一四・一八・三四・三五、証如下付のものが二六・二七・二八・三六・三七で、総計一二点である。そのほとんど全ての修復裏書には、修復願主の「所好」「希望」「所望」「忻求」により、「先年之筆跡」「先年之裏書」「先季之筆墨」を残した、つまり最初の裏書を残したという文言が含まれている。この文言は、裏を返すと修復願主の「所好」「希望」「所望」「忻求」がなければ、最初の裏書は損傷の度合に関係なく修復の際に外され、修復裏書のみが添付されるのが通例である、という意味に解しえる。しかし、筆者は、「奉修復・・・」と記された蓮如の修復裏書のみが添付されている御影・名号の存在を知らないわけではないが、寡聞にして証如・准如の修復裏書のみを添付したもの全く知らない。筆者の把握している

のは、証如の修復裏書の場合、最初の裏書の横に修復裏書を添付している例ばかりである。一例を示すと、文明六年（一四七四）八月十二日に蓮如より江州坂田郡下坂の福勝寺琮賢に下付された親鸞御影には蓮如の裏書に次いで（滋賀県長浜市福勝寺所蔵、本願寺史料研究所所蔵採訪写真ファイルB口-22-1）には、

奉修復親鸞聖人御影

右此古毫者願主教宗

所望之間令残之訖

天文六稔丁酉三月廿日

訖証如（花押）

また、顯如の修復裏書も例示して置こう。滋賀県神崎郡五箇庄町弘誓寺所蔵の親鸞御影は、三つの裏書（本願寺史料研究所所蔵採訪写真ファイルB口-53-7）が添付されている。写真では判読不能の最初の裏書と慶安二年（一六四九）晚春十三日付の宣如の修復裏書との間に顯如の修復裏書が挟まれて添付されている。

斯御影依及古損所奉修復也

右裏書者任訖明慶愾望押留焉

天正九歲辛巳九月三日

積顯如（花押）

顯如の修復裏書も、証如・准如のものと同趣旨であることが判明する。どのように理解すればいいのであろうか。思い切って些細な思い付きを記してみたい。修復裏書の文言を素直に理解すると、証如・准如の意識としては最初の裏書に替えて修復裏書を重視しようとしていたのではない

か。教団論的には、最初に御影を下付した門主と御影を請けた願主との関係が伝承されている寺院に対して、修復を許し修復裏書に花押を据える門主と許された願主との関係を強化、ないし融合させるという意味合が考えられる。つまり、証如・准如の意向にもかかわらず、修復願主側では最初の御影を下付（証如の場合は元の御影が道場・寺院としての開基・中興に関連していた可能性が大きく、修復願主側ではより最初の下付門主との関係意識が強かつたと思われる）した門主との関係意識が強く伝承されており、修復願主の「所好」「帰望」「所望」「忻求」を無視しえなかつた。そのために、単に修復を許可するだけでなく、自らの花押を据えた修復裏書を添付したのではないか。一方、顯如の修復裏書の次ぎに添付されている慶安二年の宣如の修復裏書には「（前略）於是訖空拳前例求加毫因誌焉」とあり、近世に入り単に修復願主の求めに応じたというニュアンスに変化していることも、以上の思い付きを補強してくれるのではないかだろうか。

複雑に考えすぎという気もしますが、筆者の思い付きは以上です。諸子のご教授をお願い申し上げます。（左右田昌幸）

※ ※ ※ ※ ※

《編集後記》

四号をお届け致します。大喜氏のご協力により「三号雜誌」をなんとかクリア一出来ました。少しホツとしています。次号は、高島幸次氏に証如の未発給書状を紹介して頂く予定です。梅雨前が目標です（左）